

2020年2月18日

都道府県バスケットボール協会 専務理事 各位
ブロックバスケットボール協会 専務理事（理事長）各位
各種連盟 専務理事 各位
協力団体 代表者 各位

公益財団法人日本バスケットボール協会
企画総括グループ 競技運営セクション
マネージャー 渡貫 大志
〔公印省略〕

ユニフォーム規則の改定とプレーヤーが競技中に身につけるものについて

平素は当協会（JBA）の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ユニフォームに広告を入れるチームの増加と、FIBA ルールのミラー化の観点から、広告およびユニフォームに付けることが出来るものに関する規定を含め、ユニフォーム規則を改定いたしました。また、プレーヤーが競技中に身につけられるもの（JBA2019 競技規則第 4 条 4-4）に関する国内大会での運用についても併せてご連絡いたします。国内大会における対応については下記に定めるとおりといたしますので、チームへの周知徹底にご協力くださいますようお願い申し上げます。

<新ユニフォーム規則について>

- (1) 国内大会では、2020年4月1日より適用とする。ただし、第3節「ユニフォーム広告」については2020年3月1日より適用とする。
- (2) 新ユニフォーム規則への移行期間は、施行後1年間（2020年4月1日から2021年3月31日まで）とし、主催者の許可を得た場合において、第3節「ユニフォーム広告」を除き、旧JBAユニフォーム規則に則り作成されたユニフォームの着用を認める。
- (3) Bリーグ（Bユースチーム含む）・B3リーグ・Wリーグに所属するチームの、試合における着用ユニフォームについては、各リーグにおいて個別にユニフォーム規則を定めている場合、当該規定に従うものとする。また、3x3 競技の試合における着用ユニフォームについては、各試合の大会要項に従うものとする。
- (4) JBA 主催・主管の一部大会（第13条参照）において、ユニフォームに広告が入っているチームが大会に出場する場合は、第3節に基づき「JBA ユニフォーム広告申請書」を提出し、許可を得なければならない。

<プレイヤーが競技中に身につけることができるもの（ユニフォーム以外）について>

- (1) プレイヤーが競技中に身につけるものは、「JBA2019 競技規則第4条 4-4 その他の身につけるもの」に準ずるものとする。ただし、Bリーグ（Bユースチーム含む）・B3リーグ・Wリーグにおいては、各リーグにおいて個別に規定を定めている場合は、当該規定に従うものとする。また、3x3 競技の試合における規定については、各試合の大会要項に従うものとする。
- (2) 国内大会での適用に関しては、最終判断は大会主催者とし、大会要項にて定めるものとする。

【添付資料】

- ・ JBA ユニフォーム規則（新）
- ・ JBA ユニフォーム規則 新旧対比表
- ・ プレイヤーが競技中に身につけるもの（資料）

【本件に関する問い合わせ先】

公益財団法人日本バスケットボール協会 企画総括グループ 競技運営担当 畔川（あぜかわ）

TEL : 03-4531-2285（平日 9:30～17:30 競技運営直通）